

人事委員会規則一四一〇（人事に関する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用）の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和七年三月十四日

人事委員会規則一四一〇（人事に関する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用）の一部を改正する規則
 人事委員会規則一四一〇（人事に関する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

秋田県人事委員会委員長 西野 三紀子

改正後	改正前
<p>（電磁的記録による作成等） 第五条 条例第六条第一項の規定による電磁的記録の作成等は、人事委員会の定めるところにより、当該作成等に関する条例等の規定により書類等に記載すべきこととされている事項に係る情報を人事委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により行うものとする。</p>	<p>（電磁的記録による作成等） 第五条 条例第六条第一項の規定による電磁的記録の作成等は、人事委員会の定めるところにより、当該作成等に関する条例等の規定により書類等に記載すべきこととされている事項に係る情報を人事委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。</p>

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。